

次期久留米市環境基本計画策定基本方針(案)

1 基本的な考え方

(1)趣旨

本市では、久留米市環境基本条例に基づき、2000(H12)年度に「久留米市環境基本計画」を策定し、その後、社会情勢等を踏まえた見直し等を行い、各種施策を総合的・計画的に推進している。

現在の第三次環境基本計画は2020(R2)年度に策定したもので、市民・団体、事業者、行政が一体となって環境保全に関する取り組みを進めてきた。一方で、環境問題は以前にも増して複雑化、深刻化しており、地球温暖化の影響により、本市においても、5年間で4度の災害に見舞われるなど、近年では豪雨などにより深刻な気象災害が多発し、人々が生存する基盤を危うくしているとともに、人類以外の生物の生態系にも大きな影響を与えている。また、人々の生活が豊かになる一方で、それに伴う大量生産・大量消費・大量廃棄によって、プラスチックごみや食品ロスの問題が顕在化している。さらに、国の第6次環境基本計画では、2050年カーボンニュートラルの実現、2030年ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現、サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行など、新たな目標、概念が示され、これに向けた取り組みが国際社会、国、福岡県において次々と打ち出されている。

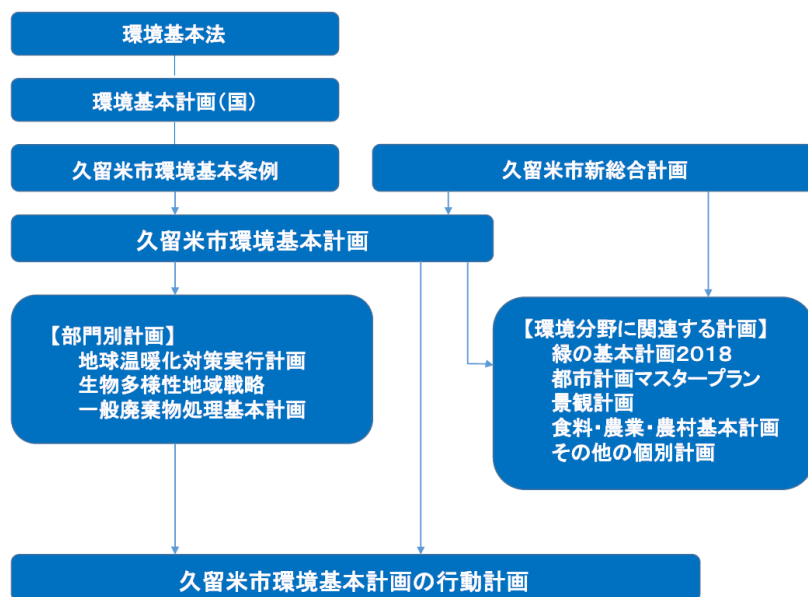
このような環境の危機的な状況を乗り越え、持続的な社会を実現するためには、時代潮流を的確にとらえ、国の政策との連動・連携による施策の効果的推進を図るとともに、市民・団体や事業者、行政等の主体が環境問題を主体的にとらえ、具体的な環境配慮行動の実践や環境の保全、回復及び創出に一体となって取り組むことがより強く求められるようになっている。

また、現行計画は2025(R7)年度に満了期間を迎えることから、次期環境基本計画の策定に向けた検討に着手するものである。

(2)位置付け

本計画は、久留米市環境基本条例に基づき策定するもので、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画である。

また、国・県の法律・条例及び関連計画並びに市の最上位計画である「久留米市総合計画」を環境面から総合的に推進するとともに、部門別計画である「地球温暖化対策実行計画」、「生物多様性地域戦略」、「一般廃棄物処理基本計画」や環境分野に関連する計画・施策を立案する上での指針となるものである。



(3) 計画の概要

ア 名称

(仮称)第四次久留米市環境基本計画

イ 対象とする分野

身近な環境から地球環境まで幅広い意味での環境

分 野	対 象
地球環境	気候変動、エネルギーなど
資源循環	廃棄物、リサイクルなど
自然環境	森林、農地、河川、生態系など
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、化学物質、美化、緑化、自然景観、都市景観、文化的景観など

ウ 構成と期間

- 環境基本計画は、基本計画と行動計画で構成される。
- 基本計画は、環境問題をめぐる情勢や課題などを踏まえ、めざす環境像、施策の方向などを定め、本市の環境政策を推進するための基盤となるものである。
- 行動計画は、基本計画の実現に向け、着実に施策を推進するための具体的な市の施策や事業を規定するものである。
- 計画期間は、国の環境基本計画(次期見直し2028年度)や市総合計画前期基本計画(～2030年度)との整合の観点から、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とする。

2 計画策定の視点

現行計画において掲げた基本目標については、国の環境基本計画に掲げる政策の柱と整合的であり、環境変化の中にあっても有効であること、また、計画に基づき、各種施策を総合的・計画的に推進し、各種課題に対応してきた一方、引き続き対応しなければならない課題も残されていることから、現行計画における「めざす環境像」、「めざす環境像の実現に向けたまちの姿」を基本的に継承し、中長期的な方向性及び指標を定めるとともに、現行計画における課題等を踏まえ、以下の方針による策定を行う。

(1) 上位計画との整合

国の「第六次環境基本計画」や市の次期総合計画と整合した内容とする。

(2) 環境政策の成果を継承

久留米市の環境行政は、公害問題への対応から始まり、環境基本法の制定を契機に市民参加型の施策を強化しながら、SDGsや気候変動への対応を目指して事業を推進してきた。

現計画の骨格は維持しつつ、新たな課題や社会情勢の動向に対応した計画とする。

(3) 政策の統合的推進

カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的・横断的に取り扱い、相乗効果を発揮させ、地域経済の課題解決にも結びつける。

また、これまで部門別計画として策定していた市の「地球温暖化対策実行計画」、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」及び「生物多様性地域戦略」についても、新たな基本計画に包含することを含めて検討する。

(4) 行動変容の更なる促進

「我慢」ではなく「豊か」な暮らしを目指し、市民・事業者の前向きで主体的な意識変革や行動変容を促すことで、ライフ・ビジネススタイルの転換を図る。

(5)協働の深化

多様な主体の参加によるパートナーシップを前提とした効果的な協働の仕組みづくりを通じて、持続可能な取組体制を構築する。

(6)SDGsの反映

SDGsの方向性を踏まえ、ステークホルダー等の参画、バックキャストなどの特徴をいかし SDGs の考え方を最大限反映した計画づくりを行う。

3 策定体制

(1)環境審議会

久留米市環境基本条例に基づき設置している環境審議会において、本計画の策定に向けた審議を行う。

環境審議会は、学識経験者、各種団体・市民代表及び関係行政機関職員によって構成され、市長の諮問に応じて、本計画の策定に関する事項、その他市の環境の保全に関する基本的事項について、多面的・専門的に調査審議するもの。

(2)市民参画

事前に環境に関する意識調査を行うとともに、計画案の作成段階でワークショップやパブリックコメント(市民意見公募)を実施するなど、幅広い年齢層の「市民の声」や次代を担う子どもの意見を反映させることで、より実効性のある計画を目指す。

(3)庁内体制

関係部の長等で組織するゼロカーボンシティ推進本部を活用し、全庁横断的に策定作業を進める。

4 スケジュール

令和7年 4月	ゼロカーボンシティ推進本部（改定の方針） 建設常任委員会（改定の方針）
5月	環境審議会（諮問） 市民等の意見聴取（ワークショップなど）
7月	ゼロカーボンシティ推進本部・環境審議会（素案）
8月	建設常任委員会（素案）
12月	ゼロカーボンシティ推進本部・環境審議会（原案）
令和8年 1月	パブリックコメント 建設常任委員会（パブリックコメント結果）
3月	環境審議会（答申）

参考1 久留米市環境基本計画の推移

第一次環境基本計画(2000-2010)

「持続的発展が可能な環境共生都市・久留米」

長期的目標①健康で文化的な快適環境の創造

②自然と人間との共生の確保

③循環型社会の実現

④地球環境保全に配慮したまちの実現

⑤全ての主体の参加による環境共生都市の実現



第二次環境基本計画(2011-2020)

「環境先進都市 ずっと暮らしたい心地よいまち グリーンエコシティくるめ」

基本目標①低炭素社会の構築

②循環型社会の構築

③豊かな自然環境の保全と共生

④快適な生活環境の保全

⑤市民環境意識の向上と協働の促進



第三次環境基本計画(2021-2025)

「自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米」

基本目標①脱炭素社会の構築

②循環型社会の構築

③自然共生社会の構築

④快適な生活環境の保全

共通の視点:協働による持続可能な地域社会づくり

参考2 上位計画の動き

(1)環境基本計画(環境省)

- ・環境基本法に基づき環境の保全に関する政府の総合的な施策の大綱を定めたもので、最新の計画は、令和6年5月に改定された「第六次環境基本計画」。

第6次環境基本計画のポイント

方針

- ・「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現をもたらす新たな成長
- ・自然資本の維持・回復・充実
- ・環境価値の活用による経済全体の高付加価値化 等

政策展開

- ・科学に基づく取組のスピードとスケールの確保(「勝負の2030年」)
- ・カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの統合・シナジー
- ・政府、市場、国民(市民社会・地域コミュニティ)の共進化
- ・「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装

(2)久留米市新総合計画

- ・現在策定中の次期総合計画基本構想・基本計画では、以下の項目が環境関連で設定されている。

まちづくりの視点

- ・人口減少に本格的に向き合ったまちづくりへの転換
- ・一人ひとりを大切にしたい人づくりと 共生、協働 の深化
- ・時代の潮流を とらえた まち全体の 変革・更新

基本目標(環境関連)

- ・「豊かな自然と快適な環境」を次世代につなぐ

めざす姿

- ・環境問題を自分ごととしてとらえ、豊かな自然環境を守りながら、脱炭素社会、循環共生型社会の実現に向けて行動するまち

施策の方向性

- ・脱炭素型のライフスタイルへの転換
- ・循環型社会の実現に向けた取組
- ・自然と多様な生き物が共生する環境づくりの推進

参考3 効果的効率的な環境行政の推進

環境関係法令に基づく計画等の効率的・効果的な策定・実施に向け、政策分野等で関連が深い計画等については、一体策定を進め、効率的かつ政策の統合的な推進を進めることが可能

(令和5年3月17日 環境省通知)

参考4 主な協働の取組(パートナー制度等)

事業名	内容	備考
くるめエコ・パートナー	脱炭素、資源循環、自然環境保全等に取り組む市民・事業所を市が登録	登録者:4,817人
くるめクリーンパートナー	地域美化活動を実施する市民・事業所を市が登録(市が清掃道具等を提供)	登録者:21,648人
環境共生都市づくり協定	廃棄物減量、脱炭素、脱プラスチック、緑化推進等の環境に配慮した事業活動を行う事業所と市が協定を締結	協定締結:148事業所
ごみ減量・リサイクルモデル事業所認定	特にごみ減量・リサイクルの部門について他事業所の模範となり得る事業所を市が認定	認定事業所:3事業所
てまえどり推奨店	販売期限の近い商品等を積極的に購入する「てまえどり」の普及促進を行う店舗を市が登録	登録店舗:140店舗
マイボトル推奨店	持参したマイボトル等へ飲料の提供が可能な店舗を市が登録	登録店舗:21店舗